

申込期限は
6月30日

一時的に資金が必要な人が対象
緊急小口資金の特例貸付



都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急に生計維持のための資金を必要とする世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を行っています。

■対象 休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

■貸付上限額 10万円

※次のいずれかに該当する場合は20万円

- ▶世帯に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる場合▶世帯に要介護者がいる場合▶4人以上の世帯の場合▶小学校などの臨時休業により子どもの世話が必要となった労働者がいる場合一など

■償還期間 据置後2年以内(据置期間は

1年以内)

■貸付利子 無利子

■保証人 不要

■申込期限 6月30日(水)

■申し込み方法 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、下記へ持参

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階☎22-6708)

見舞金
10万円支給

感染症の影響による事業主都合で失業した人が対象
花巻市失業者生活見舞金



市では、事業主都合で失業した人を対象に、見舞金を支給しています。

行わないこと」を条件に契約を締結した人

■支給額 10万円(同一年度内1回限り)

■申請期限 9月30日(木)

■申請方法 申請書に必要事項を記入の上、▶失業日を確認することができる書類(雇用保険受給資格者証、離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職証明書など)▶失業日以前に3カ月以上、同一の事業所に勤務していたことが確認できる書類(給与明細書、出勤簿など)▶本人確認ができる書類(運転免許証、保険証など)一の写しを添えて、下記へ提出

*申請様式などは、市ホームページに掲載しています



市ホームページ
QRコード

【問い合わせ】 本館商工労政課(☎41-3536)

■対象 次の要件を全て満たす人

▶同一の事業所に3カ月以上勤務し、令和2年4月1日～3年9月30日に新型コロナウイルス感染症の影響で失業(労働期間の更新が認められなかった場合を含む)した人▶失業日から本制度の申請日までの期間、継続して本市の住民基本台帳に記載されている人▶失業日まで雇用保険の被保険者であり、かつ、医療保険の被扶養者となっていない人▶本制度の申請日において、生活保護の認定を受けていない人

※令和2年度に見舞金を支給された人のうち、再就職した後に再度事業主都合で失業した場合は申請可

●次のいずれかに該当する人は対象外

▶失業日以前に事業所の役員だった人▶本制度の申請日において再就職し、雇用保険の被保険者となった人▶「労働期間の更新を

申込期限は
6月30日

生活の立て直しが必要な人が対象
総合支援資金の特例貸付



都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日常生活の維持が困難な世帯を対象に、総合支援資金の特例貸付を行っています。

■対象 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■要件 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関(花巻市社会福祉協議会)の支援を受けることに同意すること

■貸付期間 原則3カ月以内

※状況に応じて、貸付期間をさらに3カ月以内で延長できる場合があります

■貸付上限額 ▶単身…月15万円▶2人以上…月20万円

■償還期間 据置後10年以内(据置期間は1年以内)

■貸付利子 無利子

■保証人 不要

■申込期限 6月30日(水)

■申し込み方法 申込書に必要事項を記入の上、▶本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、下記へ持参

6月末までに貸し付けを受けた世帯は、再貸付制度を利用できる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください

【問い合わせ・申し込み】 花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階☎22-6708)

特例貸付利用者
の負担を軽減

「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付利用者が対象
はなまき暮らしの継続応援事業



市では、都道府県社会福祉協議会が実施している「緊急小口資金」「総合支援資金」の特例貸付を受けた人の貸付利用相当額の一部を支援しています。

■申請期限 7月30日(金)

■申請方法 申請書に必要事項を記入の上、▶岩手県社会福祉協議会が発行する貸付決定通知書▶収入が確認できる書類(給与明細書、口座通帳など)▶振込口座確認書類(口座通帳、キャッシュカードなど)一の写しを添えて、持参、郵送のいずれかで下記へ提出

*申請様式は、「緊急小口資金」「総合支援資金」の申し込み手続き時に配布しているほか、市ホームページに掲載しています



市ホームページ
QRコード

【問い合わせ・申請】 新館地域福祉課(〒025-8601 花城町9-30 ☎41-3574)

■対象 緊急小口資金または総合支援資金の特例貸付を受けた人で、次の要件を全て満たす人

▶貸付決定から本支援金の申請時点まで、本市の住民基本台帳に記載されている人▶令和2年4月以降の収入のうち、前年同月比で20%以上減少した月がひと月以上ある人

■補助額・上限額 貸付利用相当額の40%

- 緊急小口資金…上限8万円
- 総合支援資金…上限48万円